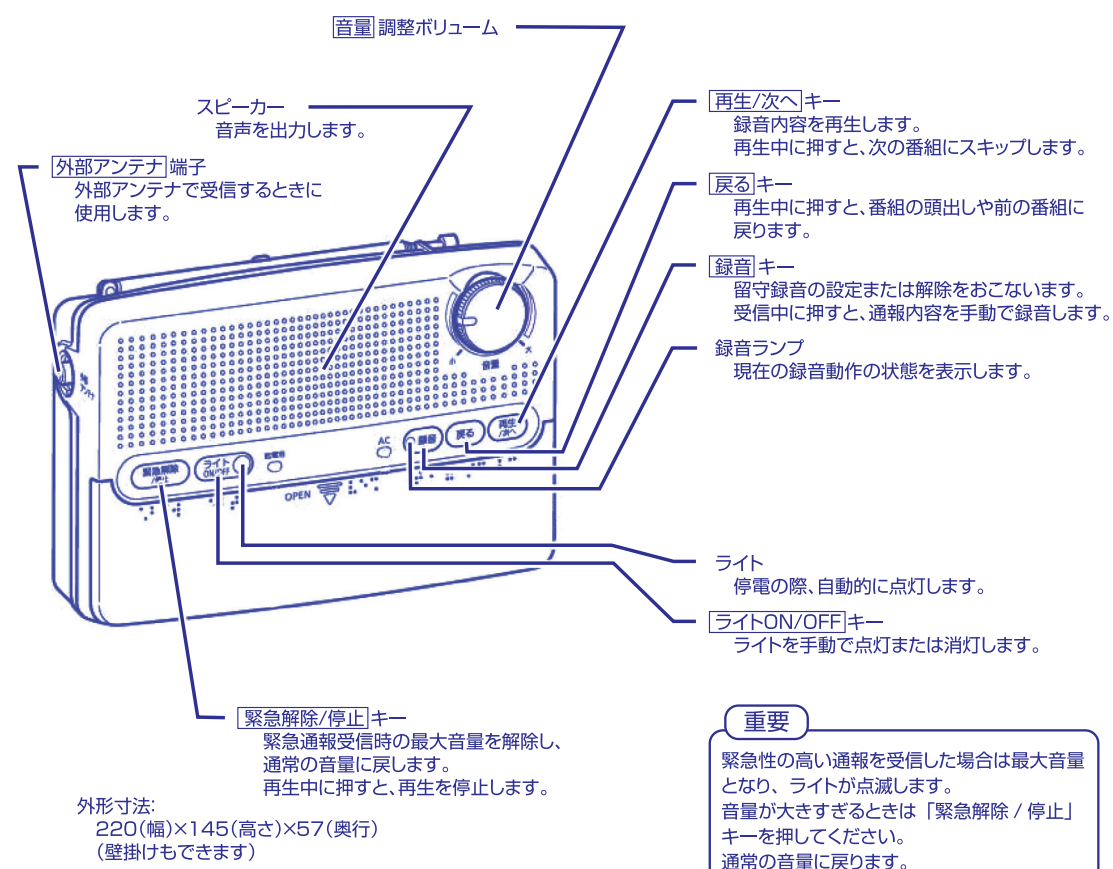


◇受信機（「子局」）の全戸設置にご協力を！ 別紙の使用申出書を必ず提出してください。

- ・防災及び国民保護の観点に加え、設置費用の利用者負担がないことから、今回全戸に受信機*³を配布しますので、屋外アンテナが必要な場合を含め、ご理解とご協力をお願いします。
- ・9月中旬以降に施工業者である沖電気工業の従業員等が戸別受信機を設置するため町内全戸を訪問します（事前に訪問日時を電話で連絡します）ので、設置場所の決定等に協力をお願いします。
- ・手続きとして別紙「雨竜町防災行政無線使用申出書」に必要事項を記入の上、8月25日(火)までに役場総務課総務グループに提出いただくか、上記の施工業者の訪問時に渡していただいても結構です。



*3:戸別受信機



お問い合わせは
雨竜町役場 総務課 総務グループ ☎ 77-2211

雨竜町防災行政無線システム

〈別紙「雨竜町防災行政無線使用申出書」を必ずご提出下さい。〉

雨 竜 町

—防災行政無線システムの受信機を全戸に設置します—

〈雨竜町役場からの重要なお知らせです。内容をよくお読みのうえご理解とご協力をお願いします〉

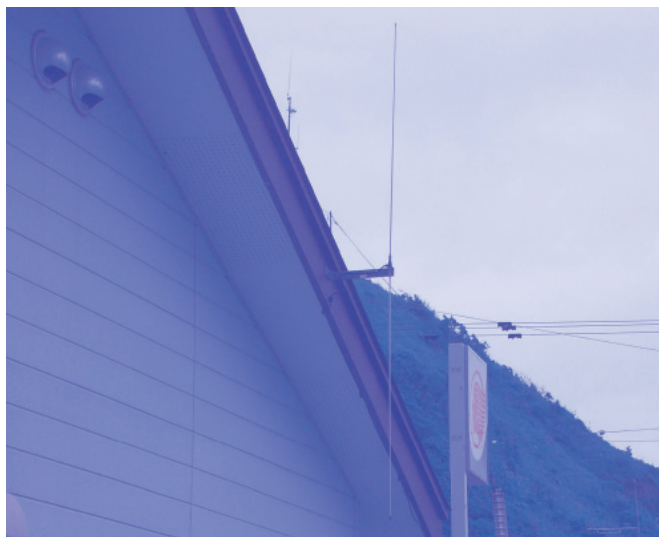
平成6年度に導入された現在のふれあい通信（オフトーク通信）は、老朽化が進み設備を維持するのが困難な状況です。そこで町では今年度、新たな通信手段として「雨竜町防災行政無線システム（同報系デジタル方式）」を整備することとしています。従来の電話回線を通じたオフトーク通信ではなく、無線による受信機を全戸に配布して、平成22年1月を目途に災害情報や行政からのお知らせを音声により放送する予定です。

◇雨竜町防災行政無線システムとは

役場に設置する「親局」から各世帯や事業所及び公共施設等の室内に置く戸別受信機（「子局」）に向け、デジタル方式の電波で音声情報を送ります。役場から遠い地域は電波が届きにくいため、川上地区と牧岡地区に中継局（「再送信子局」）を設置して町内のほぼ全域をカバーします。

なお、親局または再送信子局から遠い地域では屋外アンテナの設置が必要（町内の約半数の世帯が見込まれます）になり、家屋の外壁等にダイポールアンテナ*1を取り付けます。ごく一部ですが3素子の八木アンテナ*2の設置が必要になる場合もあります。

屋外アンテナ設置の場合、アンテナに至る配線施工のため家屋外壁に直径1cm程度の貫通穴を開け、防水処理を実施の上配線を行います。

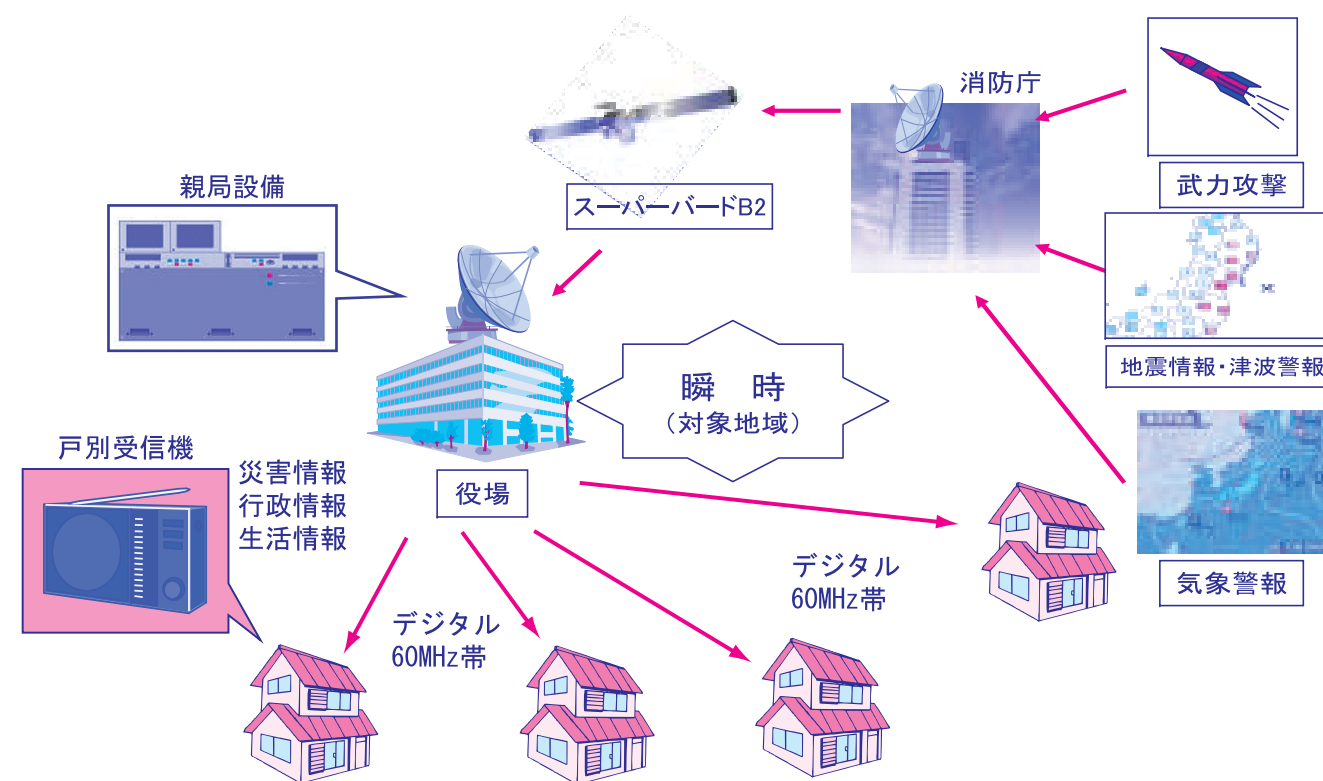


*1:ダイポールアンテナの設置例



*2:3素子の八木アンテナの設置例

雨竜町デジタル防災行政無線（同報系）システム



◇雨竜町防災行政無線システムには、こんなメリットが…。設置費用もかかりません。

- ・使用料の負担がありません。ふれあい通信では通信料として月額500円が電話料に加算されていますが、その負担がなくなります。
- ・屋外アンテナが必要な場合も含め受信機の設置は全額町が負担します。
- ・利用者に負担いただくのは、月に50円程度の電気料と停電に備える電池（単一2本・年1回交換の必要があります）だけです。
- ・全国瞬時警報システム（J-A L E R T）に接続しており、緊急地震速報を含む自然災害情報や弾道ミサイル情報等が瞬時にすべての子局に伝達されます。
- ・上記の緊急情報は、音量を絞ってある状態でも自動的に最大音量で放送されます。

◇今使っているふれあい通信の機械はどうなるの？

現在使用いただいているふれあい通信の端末機は、すべての雨竜町防災行政無線システムの設置工事が完了し、本放送開始後あらためて撤去・回収に伺います（平成21年1月以降）。